

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第30条第3項
処 分 の 概 要：浴場業営業等の停止命令
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：